

告示

埼玉県告示第六百二十号

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第一百五号。以下「法」という。）第四条第一項の規定により、製菓衛生師試験を次のとおり行う。

令和五年五月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 試験の期日及び場所

試験期日	試験場所
令和五年八月二十八日（月）	さいたま共済会館（埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目五番十四号）

二 試験科目

- イ 衛生法規
- ロ 公衆衛生学
- ハ 食品学
- ニ 食品衛生学
- ホ 栄養学
- ヘ 製菓理論及び実技

三 受験資格

法第五条各号に掲げる者又は法附則第二項若しくは第三項に規定する者

四 受験手続

イ インターネットによる場合

(1) 受付方法

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要な事項を入力するとともに、受験案内で指定する電磁的記録を添付すること。なお、電子申請・届出サービスのページについては、別途埼玉県保健医療政策課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/eiseishiken/seikashiken/h30/goannai.html>）を案内する。

(2) 受付期間

令和五年六月五日（月）から六月三十日（金）まで

ロ 郵送による場合

(1) 受付方法

受験願書に製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第五十四号）

第二条に規定する書類を添え、埼玉県製菓衛生師試験センター（印西郵便局 私書箱七号）宛に簡易書留により郵送すること。

(2) 受付期間

令和五年六月五日（月）から六月三十日（金）まで

なお、六月三十日（金）までの消印のあるものに限る。

五 試験手数料

九千六百円を受験案内で指定する方法により納付すること。

六 合格発表の場所及び期間

イ 埼玉県庁本庁舎一階南側エレベーター前に掲示

令和五年十月五日（木）午前十時から同年十月六日（金）午後五時まで

ロ 埼玉県保健医療政策課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/eiseishiken/seikashiken/h30/goannai.html>）掲載

令和五年十月五日（木）午前十時から同年十一月四日（土）午後五時まで